

社会福祉法人博楽福祉會

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

ここでいう役員とは、理事(定数7名)評議員(定数9名)監事(定数2名)をいう。

(報酬)

第2条 法人業務を行う理事・評議員に対して報酬を支給する。

ここでいう法人業務には、理事・評議員会への出席も含むものとする。

(支給額)

第3条 支給額は、理事・評議員会への出席につき、3,000円/回とする。

また法人監事については、理事・評議員会への出席は、3,000円/回
法人監査の実施時ならびに指導監査等への立会時は、5,000円/回とする。

(支給)

第4条 第3条に掲げる費用は、参加時に現金にて支給するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則 この規程は、平成25年2月10日から施行する。

附則2 この規程を、平成29年4月1日改定する。(評議員定数の変更による)